

# 部活動に係る活動方針

佐賀県立香楠中学校

## 〇方針策定の趣旨

国の部活動に関するガイドライン及び佐賀県の部活動の在り方に関する方針に基づき、本校における部活動に係る活動方針を策定し、活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する事柄を示すことで、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するとともに、部活動が最適に実施されることを目指す。

## 1 適切な運営のための体制整備

- ・校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、各部活動の「年間活動計画」とともに公表する。
- ・部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- ・部顧問は、生徒及び保護者等に対し、「活動目標」、「指導方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。
- ・校長は、顧問から提出される毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、生徒と部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 2 合理的で効果的な活動の推進

- ・部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・部顧問は、勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。
- ・部顧問は、生徒が自ら考え、計画していく(ボトムアップ理論)に基づく指導方法等を実践し、生徒が主体的に部活動に取り組む力を育てる。
- ・夏季の高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底する。

## 3 適切な休養日等の設定

- ・毎月第3日曜日を休養日とする(県下一斉部活動休養日)。
- ・週当たり原則2日以上以上の休養日を設ける(平日1日、土日1日)。原則として土日どちらかを休養日とする。ただし、大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を他の日に振り替える。
- ・中間考査3日前、期末考査7日前から考査終了までの間は、部活動は原則禁止とする。
- ・長期休業中は、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒に無理のない計画を立てる。
- ・活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ・下校時刻については、2月～10月は18:10完全下校、11月～1月は17:10完全下校とし、切り替えの時期は、行事日程を踏まえて決定する。

## 4 大会参加の見直し

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合や地域の行事・催し等を精査する。土日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週に渡らないように配慮する。

※ここに記載のない事項については、佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」および佐賀県「文化部活動の在り方に関する方針」に準ずる。

## 附則

- 1 この方針は、令和2年3月12日より適用する。